

資料編

1. 生物多様性条約

本条約は、前文、本文 42 か条、末文及び 2 つの附属書から成っており、その主たる規定は、次のとおり。

(1) 第 1 条 目的

「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。」

(2) 第 6 条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること」を行う。

(3) 第 7 条 特定及び監視

締約国は、「生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定」し、また、そのように「特定される生物の多様性の構成要素を監視する」。

(4) 第 8 条 生息域内保全

締約国は、「(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること」を行う。

締約国は、「(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること」を行う。

締約国は、「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を行う。

締約国は、「(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること」を行う。

(5) 第 9 条 生息域外保全

締約国は、「(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること」を行う。

(6) 第 14 条 影響の評価及び悪影響の最小化

締約国は、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入」する。

「締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。」

(7) 第 15 条 遺伝資源の取得の機会

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」

「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」

「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。」

「締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」。

(8) 第 16 条 技術の取得の機会及び移転

締約国は、開発途上国に対し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術」の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにする。

「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」。

(9) 第 18 条 技術上及び科学上の協力

「締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する」。

また、「締約国会議は、第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組み（a clearing-house mechanism）を確立する方法について決定する」。

(10) 第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

(11) 第 20 条 資金

「先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する」。

(12) 第 21 条 資金供与の制度

「この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるもの」とする (There shall be a mechanism for ~)。

(13) 第 22 条 他の国際条約との関係

「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。」

(14) 第 39 条 資金供与に関する暫定措置

国際連合開発計画 (UNDP)、国際連合環境計画 (UNEP) 及び国際復興開発銀行 (IBRD=世界銀行 (World Bank)) の地球環境ファシリティ (GEF) は、締約国会議が第 21 条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

出典：外務省ホームページ 生物多様性条約
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

2. 生物多様性基本法

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経てさまざまな環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法 (平成五年法律第九十一号) の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、さまざまな生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内にさまざまな差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様

性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

（基本原則）

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（国民及び民間の団体の責務）

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その

日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の有機的な連携への配慮）

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略

（生物多様性国家戦略の策定等）

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

（生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係）

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次

項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

- 2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
 - 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
 - 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

- 2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二條 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三條 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四條 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五條 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六條 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七條 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全

に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）」を「、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）及び生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）」に改める。

出典：e-Gov ホームページ 生物多様性基本法

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC1000000058

3. 生物多様性国家戦略 2012-2020 (愛知目標)

生物多様性国家戦略 2012-2020 (愛知目標)		
戦略目標 A： 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	目標 1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。
	目標 2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。
	目標 3	遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
	目標 4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
戦略目標 B： 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	目標 5	2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
	目標 6	2020 年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。
	目標 7	2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
	目標 8	2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
	目標 9	2020 年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。
	目標 10	2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。

生物多様性国家戦略 2012-2020 (愛知目標)		
戦略目標 C： 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	目標 11	2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。
	目標 12	2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。
	目標 13	2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
戦略目標 D： 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	目標 14	2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
	目標 15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
	目標 16	2015 年までに、遺伝資源の取得の機会（アクセス）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
戦略目標 E： 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	目標 17	2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
	目標 18	2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。
	目標 19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。
	目標 20	遅くとも 2020 年までに、戦略計画 2011-2020 の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。

4. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）

（目的）

第一条 この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（地域連携保全活動基本方針）

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項
- 二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項
- 三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項
- 四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

（地域連携保全活動計画の作成等）

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域連携保全活動計画の区域
- 二 地域連携保全活動計画の目標
- 三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」

という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。

5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。

6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（第六条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為

三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可又は同法第三十九条第一項の届出を要する行為

五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

7 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

- 一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（第六条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十三条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの
 - 二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
 - 三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為
 - 四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為
 - 8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。
 - 9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。
 - 10 生物多様性基本法第十三条第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。
 - 11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。
 - 12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。
 - 13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。
（地域連携保全活動協議会）
- 第五条 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「地域連携保全活動協議会」という。）を組織することができる。
- 2 地域連携保全活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村
 - 二 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等
 - 三 前二号に掲げる者のほか、第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者
 - 3 地域連携保全活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域連携保全活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活動協議会の運営に関し必要な事項は、地域連携保全活動協議会が定める。
（自然公園法の特例）
- 第六条 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者（以下「地域連携保全活動実施者」という。）が国立公園又は国定公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従って自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十三条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。
- 2 地域連携保全活動実施者が国立公園又は国定公園の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
（自然環境保全法の特例）
- 第七条 地域連携保全活動実施者が自然環境保全法第二十二条第一項の規定による自然環境保全地域（次項において「自然環境保全地域」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。
- 2 地域連携保全活動実施者が自然環境保全地域の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例）
- 第八条 地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区（以下「生息地等保護区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。
- 2 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）
- 第九条 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。
（森林法の特例）
- 第十条 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項の規定は、適用しない。
（都市緑地法の特例）
- 第十一条 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区（次項において「特別緑地保全地区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

- 2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地法第十四条第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

(生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等)

第十二条 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

- 一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
- 二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
- 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九条第七項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

(地域連携保全活動支援センター)

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行うおとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(国等の援助等)

第十四条 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(主務大臣等)

第十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- 3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(附則 省略)

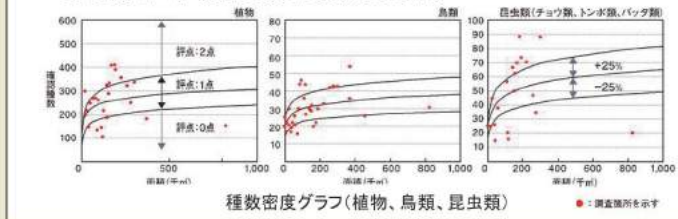
出典：e-Gov ホームページ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=422AC0000000072

5. 第2回藤沢市自然環境実態調査結果(概要)

「豊かさ」の評価について

- 「豊かさ」は、良好な樹林、草地、水辺などの環境要素を示す「指標種」がどの程度みられるかで評価し、多く見られる箇所を高く評価しました。
- 面積が狭くても多くの生きものが確認できれば「豊かさ」を示すと考え、各調査箇所の単位面積当たりの確認種数(外来種などを除く)を「種数密度」として評価に加えました。対象は、植物、鳥類、昆虫類としました。
- 「種数密度」については、分類群別に調査箇所ごとに単位面積あたりの確認種数を求め、それらの平均値を算出し、その上下25%の範囲を「平均」と考え、平均以上の場合に加点しました。



評価に用いた指標種

植物 (72種)	アカガシ、イヌザクラ、ケンボナシ、エビネ、オカタツナミソウ、キツネノカミソリ、キンラン、クロモジ、コウヤボウキ、コクラン、コマユミ、シュラン、ツクバトリカブト、ハダカホオズキ、ハンショウヅル、ヒトリシスカ、フジカンゾウ、ムラサキニガナ、メギ、ヤブタバコ、ヤマコウバシ、イヌシヨウマ、オオバウマノズクサ、コバノカメツル、ソクズ、ツルニンジン、ヒトツバハギ、マルバスマシ、ヤマネノメソウ、クマヤナギ、ジロボウエンゴサク、マルバウツギ、キジムシロ、クサボケ、ナンテンハギ、ネコハギ、フユノハナワラビ、ワレモコウ、アマナ、イヌゴマ、コガマ、シロバナサクラタデ、セトガヤ、タコノアシ、ミスタカモジグサ、ミスワラビ、ミノコウジュ、カササゲ、ボントクダ、ミミナグサ、ウキヤガラ、チダケサシ、ヒメジソ、ヒメシダ、イノアオスゲ、イソギク、クサギカズラ、スカシユリ、タイゴメ、ツルオオバサキ、ハマボウシ、ヒゲスゲ、ヒトモトススキ、ボタンボウフウ、ラセイタンソウ、オカヒジキ、ケカモノハシ、コウボウシバ、コウボウムギ、ハマエンドウ、ハマボウフウ、マルバアカザ
ほ乳類 (5種)	カヤネズミ、ハタネズミ、ノウサギ、イタチ、タヌキ
鳥類 (13種)	ヤマガラ(繁殖期のみ)、アオケラ(非繁殖期のみ)、ヒバリ、セッカ、アマサギ(繁殖期のみ)、タヒバリ、セグロセキレイ(非繁殖期のみ)、バン(非繁殖期のみ)、オオタカ、ホオジロ(繁殖期のみ)、モズ(非繁殖期のみ)、ハヤブサ、ミユビシギ
両生類 (5種)	アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル
魚類 (1種)	ホトケドジョウ
昆虫類 (46種)	ウスタバガ、エゾカタビロオサムシ、オナガアゲハ、クツムシ、クロカナブン、クロマトボタル、コマダラウスバカゲロウ、センノカミキリ、タンザワフキバツタ、トゲナナフシ、ニホントビナナフシ、ヒナカマキリ、ヒメマイマイカブリ、ヤマトタムシ、ヨツズジハナカミキリ、オナガササキリ、カンタン、ギンイチモンジセセリ、キンヒバリ、コガネムシ、コバネササキリ、ジャコウアゲハ、ジャノメチョウ、スズムシ、ツノボ、ヒガシキリギリシ、アサヒナカワトンボ、オニヤンマ、ケラ、シオヤトンボ、シアマメンボ、ニホンカワトンボ、ネグロセンブリ、ヘイケボタル、ミカドガガンボ、ミルンヤンマ、モノサシトンボ、ヤマサナエ、オサムシモドキ、シロスジコガネ、ハマベエシムシ、ルリエンタムシ、マメハンミョウ、キアシヒバリモドキ、ヒゲナガハナノミ、ハンノキハムシ

「重要性」の評価について

次のような生きものを「重要種」として、分類群ごとに選定し、各調査箇所を確認された種数を点数化しました。

- 元々個体数が少ない種
- 近年個体数が減少している種
- 生息・生育地が限定的である種
- 環境の劣化・悪化によって失われる可能性が高い種

評価に用いた重要種

植物 (96種)	ニセジュズネノキ、キツリフネ、クリハラン、タニギキョウ、シバヤナギ、ケイトウタバコ、ハイホラゴケ、カントウカンアオイ、アキザキヤツシロラン、イチリンソウ、オオバギボウシ、オオバトシボソウ、ギンラン、クゲヌマラン、クマガイソウ、クロヤツシロラン、コバナガマズミ、サイゴクベニシダ、サイハイラン、ササキギンラン、シロバナハンショウヅル、セントウソウ、チゴユリ、ツクバキンモンソウ、ツリバナ、ハカタシダ、ヒトツバ、フモトカグマ、ホウライカズラ、ヤブデマリ、ヤブムグラ、ヤマアジサイ、ヤマニガナ、ツチアケビ、ヒメイタチシダ、オオツツフツジ、アオイスミレ、イラクサ、イワガラミ、オオツクバネウツギ、カテンソウ、アカネスミレ、フデリンドウ、ウワバミソウ、ミツバウツギ、オケラ、ヤブサンザシ、ウラジロ、ホタルカズラ、リュウノウギク、チョウセンガリヤス、カキラン、トモエソウ、ナンバンギセル、ノハラアザミ、ヒメハギ、ヤマラッキョウ、リンドウ、アキノキリンソウ、イヌアワ、オオトラノオ、カワラナデシコ、キジカクシ、コシオガマ、シシウド、タカトウダイ、タムラソウ、ハマウド、アカバナ、アゼテンツキ、アブラガヤ、オニスゲ、クサネム、シラコスゲ、ツリフネソウ、ハンゲショウ、ヒメコウガイゼキショウ、ミコシガヤ、ミゾホオズキ、タウコギ、ミスシラ、ミズマツバ、アブノメ、キクモ、サガミトリゲモ、マコモ、イヨカズラ、オリヅルシダ、ハマナデシコ、トウオオバコ、ハマカキラン、セイコノヨシ、オニシバ、ハマニガナ、ピロードテンツキ、ワセオバナ
ほ乳類 (5種)	カヤネズミ、ハタネズミ、ノウサギ、イタチ、タヌキ
鳥類 (10種)	オオタカ、フクロウ、アオバズク(繁殖期のみ)、アオゲラ(繁殖期のみ)、オオヨシキリ(繁殖期のみ)、オオジュリン、タゲリ(非繁殖期のみ)、セグロセキレイ(繁殖期のみ)、バン(繁殖期のみ)、モズ(繁殖期のみ)
両生類 (5種)	アズマヒキガエル、シレーゲルアオガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエル
魚類 (1種)	ホトケドジョウ
昆虫類 (7種)	ウラゴマダラジミ、ウラナミアカジミ、マツムシ、ムモンチャイロテントウ、カトリヤンマ、ヤマトセンブリ、クロマメゾウムシ

確認された重要種 (抜粋)



クマガイソウ



トウキョウダルマガエル



ヤマトセンブリ

6. 市民ヒアリング (聞き取り調査結果)

農業

<現状>

- ・後継者不足問題はあるが、経営が健全であれば後継者は育つ。
- ・冬水田んぼは、ハウスの存在や春の耕起がしにくい点から、難しい。
- ・境川での中干し・生きもの調査は流域を対象とした取組である。県との協働でもある。
- ・飼料に起因する今まで見たことのないような雑草が頻繁に出てきている。
- ・境川遊水地公園にアカミミガメポストが欲しい。
- ・保野では除草剤・アドマイヤーの影響でアキアカネがいなくなった。生物多様性を保全するためには農業についても指導してもらえるといい。
- ・保野では圃場整備によって水の利用期間に制限がかかったことで、カエルの産卵期に水がないため、アマガエルしか見られなくなった。
- ・農業を継続することで保野にはテナカエビやスジエビ、ボウスハゼなどの自然が戻った。

<課題>

- ・後継者不足、新規参入者に関する問題。
- ・飼料に起因する外来雑草の侵入。
- ・外来生物(ミシシッピアカミミガメ)の効果的な防除を後押しする仕組み構築。
- ・農業の使用による生物多様性保全への影響。

商工

<現状>

- ・工場緑化は行っているが、植栽木の老齢化や従業員の良い場がないという課題がある。植栽木については、樹種転換したいがどうすればよいかわからない。かつて事業所内にピオトープを造り藤沢メダカを飼育していたが、管理が行き届かず撤去した。工場なので開発行為は必ず出てくるため、今後も環境配慮を常に考え取り組みたい。また事業所は地域の一員なので、地域づくりを連携して行いたい。[大規模製造業]
- ・藤沢市は何でもそろういて、暮らしやすい街である。また、江の島をはじめ景観がすばらしい場所である。[船舶免許など代行業]
- ・観光事業として修学旅行生の受け入れも行っている。コースは多岐に渡り、海でも陸(江の島など)でも活動は可能である。[船舶免許など代行業]
- ・海岸のクリーンアップなどの活動は継続的に実施している。[船舶免許など代行業]
- ・できる範囲で環境配慮を行っている。また、社員への意識啓発などは呼びかけられる。[大規模小売店]
- ・生物多様性の普及啓発の拠点として、場の提供はできる。[大規模小売店]

<課題>

- ・工場内植栽木の樹種転換への技術的助言。
- ・連携による地域づくりへの参加。
- ・江の島や海岸域のさらなる(新たな)観光利活用のあり方。
- ・普及啓発の拠点としてのあり方。

教育

＜現状＞

- ・さまざまな生きものを大事にしなけりばいけないということを学ぶことは、人権教育につながる。
- ・子どもたちには、実体験を積ませる・風景を残す・感じさせることが一番大事である。学校ビオトープは生徒が自然と親しむだけでなく、おやじの会との協力関係が築ける点で、幅広く効果的な取組である。
- ・明治小では、北側の水田地帯で考えるコメ作りを行っている。ここは自然が豊富でホウネンエビが毎年発生する。また、片瀬小では、総合的な学習で地元の漁師さんの協力を受け、ワカメの養殖をしている。
- ・北部の子と南部の子では、暮らしの環境が異なり、野外体験の状況も異なる。野外体験は親のライフスタイルに左右される。
- ・現代は、自然が好きな人はいるが山や名勝地など遠い自然であることが多い。本来は泥臭い地元、足元の自然を知ることが最も大事である。明治小の子は、カエルを見るとトウキョウダルマガエルというように、地元の生きものをきちんと認識している。
- ・藤沢は理科教育が盛んで、教育文化センターがその役割を担ってきたが、時代とともに最近では変わりつつある。若い世代の教員が自然や生きものに触れた体験が少なく、虫などを嫌がる教員も増えている。
- ・引地川と境川は排水路機能が高く、身近な河川とはいえない。川遊びができて多様な生きもの（ウナギやアユ、ハゼ類など）がいる場所は引地川親水公園くらいである。
- ・海は危ないという感覚があり、学習の中であまり利用できない。
- ・近代科学の発祥の地、また自然観察の対象として、江の島の価値は高い。

＜課題＞

- ・子どもたちへの体験活動機会のさらなる設定による地元の自然を大切にす心の醸成。
- ・子どもたちを起点とした大人（保護者や「おやじの会」など地域の大人たち）への生物多様性の普及啓発及び連携の体制構築。
- ・北と南の子どもの野外体験の相違の解消による相互の環境への理解の醸成。
- ・歴史ある理科教育を継続するための教文センターなどのあり方、及び若手教職員の自然に触れ合う機会のさらなる設定。

観光（江の島）

＜現状＞

- ・昔は自然にたくさんのマツが生えてきていたが、今は生えなくなり、大きいマツも枯れてきている。
- ・江の島は、観光客に楽しんでもらうために、植栽などで外来種を入れなくてはならない時もある。
- ・江の島には畑はほとんどないが、農家から仕入れられたから、昔も十分生活はしのげた。
- ・江の島の自然は大事である。自然が大昔から作ってくれたものは、残していけないといけな。
- ・岩殿にはハヤブサがおり、サムエルコッキング園の鐘の下に巣がある。長い間、そこを使っている。
- ・トビが増えた。腐ったものなど何でも食べてしまうから、そして餌付けをする人がいるからだろう。
- ・外来種では、ハクビシン、アライグマはいる。リスは、クリハラリス（タイワンリス）ともう1種がいる。
- ・昔、江の島の旅館でそれぞれが持っている文化的価値のあるものを展示する構想があった。
- ・我々が子どもの頃（60～70年前）はお玉1個で魚がすくえた。タツノオトシゴなども網に引っ掛かった。
- ・捕れる魚の種類は昔とあまり変わらないが、数は少なくなっている。カツオなどが新たに入ってくるようになったものもある。江の島は黄色いアジが多いが、多くは捕れない。その一番の原因は、環境ではなく巻き網だろう。大きく巻いて、一度にたくさんとってしまう。
- ・漁師は、今は遊覧船に乗ってしまった者がほとんどである。
- ・漁期は、6月～10月がカマスで、8月からイセエビである。11月～4月はヒラメである。
- ・シラスは漁の仕方が他と違う。カマス・ヒラメ・シラスは県の許可制である。少し深いところで捕れる魚は、みな許可制である。そのような漁は船も機械も大きくし、設備も整えなければならぬので、江の島ではあまりやらない。今、江の島でシラス漁をしているのは3人である。
- ・ここ5年ぐらいで、ハマグリが戻ってきた。もう少し戻ってくれば、みんなとり出すのではないかな。江の島側だけにしかいなかったが、橋の向こうにも出るようになってきた。

- ・昔はウミガメの産卵もあった。

＜課題＞

- ・江の島の昔からの自然の保全。
- ・昔多かったマツやサクラの保全。
- ・外国人客が増えてきていることへの対応。
- ・観光と環境保全の両立。

市民活動団体

＜現状と課題＞

- ・藤沢市には鳥や昆虫など色々な自然観察ガイドがある。外にはあまり知られておらず、残念である。
- ・藤沢市自然環境実態調査の結果（冊子）が活用されていない。実態調査をせっかくやっても、市民向けの講座・発表会のようなものが何もない。そういうことをやるのも大事ではないか。内容が濃いものなので、皆さんにせっかくだったら報告したい。次回の調査の担い手確保のためにも必要である。
- ・藤沢市は、博物館などが全くない。近い将来、植物の標本庫はできると聞いたが、そのような拠点がこれだけの市で全くないのはおかしい。子どもや大人が生きものを見つけこれ何だろうと疑問が沸いた時に、それに答えられるような施設が欲しい。
- ・今、市との協働事業で緑地の保全協働事業と里山保全ボランティアリーダーがある。里山保全の協働事業はない。この里山保全ボランティアリーダーを生物多様性保全活動リーダーとした方が分かりやすいのではないかな。緑地保全も生物多様性の保全の取組のなかに入れ、市民の学習会も実施したら良い。
- ・善行タケノコ林のような市民が入れない場所と、市民が遊んだり観察できる安全な緑地と区分けたほうがよい。市民が入れる場所は倒木処理や枯れ枝処理をして安全を確保し、観察会もできるようにする。市民が入れない場所では生物多様性が十分育まれている、という整理する必要がある。
- ・市との協働事業では多少のお金が出るが、活動内容は運営管理する人と気ままに活動する人とで相違がある。よって、支払いも差をつけた方が実際に沿うのではないかなという話も出ている。
- ・市で小学校高学年から中学生を対象に、生物多様性について分かりやすく解説したテキストを作って、市立の学校に使ってもらってはどうか。保全の実行部隊については、生物多様性の保全を図っていく区域を、ここは水生生物とか、森林の多様化をはかる場所など、ある程度設定してはどうか。
- ・ボランティア団体は、その周辺に住む人から募集をするなり、来ていただくのが継続性があってよい。
- ・活動を継続するためには、参加者の考えやベースもあるので、急がずにやっていくのが大事である。
- ・同じ場所を活動先に行っている団体間で、色々と活動にしぼりがあり、団体以外の人が入り込めないシステムになっている。それらをカバーするにはどうしたらいいかを、今回の戦略のなかにも入れてほしい。
- ・主義主張の異なる団体間で、一緒に現場を見たり管理したりできるようにするため、市の方に間に入ってもらうことを要望として出させていただいている。
- ・啓発活動として、子どもや一般市民に分かるような続き物のコラムなどを広報誌に載せたり、パンフレットで出すとよい。
- ・稲荷の森では、農家の人と話をして農薬を使わないようにしてもらい、ホタルを育てたりメダカを復活させたりトンボや水生昆虫が増やすなど、豊かな森にしていくことを考えてほしい。
- ・日本大学生物資源科学部くらしの生物学科では、ボランティア活動で単位もらえる仕組みがある。大学で学生ボランティアを受け入れてくれる団体の募集も行っている。その仕組みで参加する学生もいて、レポートづくりのため熱心に取り組んでいく。
- ・企業は何かやらなければと考えているが、どこで、どうしたらよいかかわからない。何かやりたいという意思は持っている。一方で市民レベルで活動している方々は場所やノウハウは持っているが資金面の課題がある。そこをうまくマッチングできる仕組みがあるとよい。マッチングについては、市で既にある仕組みを参考にやっていただくことは考えられないかな。

- ・観覧会の機会が少ないので、機会を市につくってほしい。
- ・活動場所での保全の方針ややり方はさまざまで、団体間で意見が相いれないことが多い。
- ・緑地といわれているところには、トキワツクサとかヒメヒオウギスイセンがかなり入り込んでいる。保全は、まずはそのようなところをやっていくのがよいのではないか。一見きれいに見える植物が、実は(特定)外来生物に指定されている植物である場合や防除の対象にされている場合には、それを市民に知らせる必要がある。そして、それが自然にとって良いものではないということ、それを見つけたらどうしたらいいのか、処理は市役所の〇〇課へ、とお知らせできるような仕組み作りをしてほしい。
- ・実際に活動する側から今の課題点を考えると、高齢化の問題がある。
- ・活動の拠点がなく、確保できないことが課題である。例えば、拠点があればそこでミーティングができ、道具類を保管でき、車を使用し機材の運搬を行うことができる。
- ・実際に藤沢市で子どもたちと何かできるフィールドは本当に少ない。それに合わせて先進的に、ここに現場の教師と子どもたちがくれば何かできるという場所を創る必要がある。教師が組立てをして、現場の授業も教師がまかなってとなると、現実的にはとても無理な話である。
- ・三大谷戸を保全するといっても、例えば三大谷戸を学校の授業で使えるだろうか。川名清水谷戸についても、石川丸山谷戸も笹窪笹窪谷(谷戸)もそうだが、例えば入口が限られている、時間も限られているというような場所にすればいいのではないか。誰が来ても、ここを通れば地図がもらえて、必要なことが聞けて、疑問が解けてというような場所がとにかく必要である。大事なことはアメニティである。子どもを連れていくのに、手を洗う場所がない、トイレもないでは連れていくことができない。
- ・藤沢市全体を考えた場合には、民有地の自然がどんどん減少している現状をどうするか、課題である。生物多様性の保全という視点から、今までの土地買収に関しても生物多様性に重要な場所を優先的に買収するなどが必要ではないか。これまでは、緑地は遺産相続になった場合に買収するという定例があるが、これでは管理されず手つかずで荒廃した場所はばかりが市の緑地になっていく。生物多様性の保全について藤沢市全体で考えた時に、残したい場所が必ずしも残らなくなる恐れがある。
- ・例えば藤沢市は江の島があって、観光大使というようなシステムがある。観光はお金になりやすいからではあるが、他の職業でもマイスターのような色々なシステムがある。自然についても市全体で人を認定するシステムが欲しい。市には博物館がないので、その資格があれば例えば生きものを見つけた時に聞ける方ができるというイメージである。
- ・ピオトープネットワーク基本計画や〇〇保全計画などが藤沢市内にたくさんあるが、それを実効あるものにするにはどうしたらいいかという部分が欠けている。

＜藤沢市生物多様性地域戦略について＞

- ・個人的には藤沢市に愛知目標や名古屋議定書はあまり関係がないと思っている。生産緑地を戦略のなかでどう位置づけるのかという農地の問題について、戦略で行政的な施策ができるかどうかということが、重要なことと思われる。その他の課題については、緑の基本計画やマスタープランに十分記載してあるので、それを組み替えればよい。
- ・藤沢市で一番重要な農業は、高産豚などの養豚業である。それをどうやって育てていくか、課題と考えている。生物多様性の保全について材料は既にそろっているのに、今ある施策を使えばよい。
- ・「生物多様性」という用語は難しく、皆にわからないことが一番大きな課題である。例えば「いろいろな生き物がいます。それと楽しく仲良く暮らしていける知恵をつくりましょう。」「生きものや人間が仲良く暮らしていける仕組みづくり」というような言い方にしてはどうか。また、「藤沢市生物多様性地域戦略」なのだから、藤沢市らしい戦略にしてほしい。
- ・まず子どもにフィールドに出させる、何か経験をさせる機会を行政が音頭をとってやる、ということが必要である。例えば、各市民センターでやっている推進会議があるが、そういうところで生物多様性を認識してもらうなど、地域的に子どもたちにそういう機会を与える仕組みを作っていく。行政の中で、横に広げていかないと、縦割りで仕方がない。
- ・子どもがたくさん行っても、普通に使える場所になっていないので、そこを変えろということを経営に書けないか。また、江の島の保全についても何か書けないか。

7. 市民参加のグループワーク

◆重点プログラムの方向性◆

課題1：【子ども】子どもたちが生物多様性への認識を高めるには、どうすればいいか。

方向性：スムーズな情報発信と関係者のつながりを構築するために、「新しい拠点や組織を活用した情報発信 ～連携(行政・地域・家庭)を生み出す～」

- ・子どもたちに伝えたい生物多様性は、「自然豊かな場所」や「生きもの」という意見が、多数出された。
- ・子どもたちに生物多様性を伝える理由は、「藤沢市の豊かな自然を理解して欲しい、知って欲しい」という想いが、多数出された。
- ・生物多様性を理解するために必要な「きっかけ」はたくさんあるが、子どもたちには十分に生物多様性が伝わっていない。機会づくりや伝え方に課題。
- ・子どもの参加をうながす方法としては、学校単位でイベントのチラシ配布、市広報への掲載などがあがった。
- ・生物多様性に関する情報を一元管理し発信する新しい組織、関係者の横断的な取組を推進するための連携体制の構築が必要。博物館など拠点となる施設がこれらの役割を担うことが望ましい。



課題2：【農業】生物多様性で農業振興を進めるには、どうすればいいか。

方向性：農家とのつながりをつくり、広げ、「農」を学び体験することによって、生物多様性への理解を深める。

- ・「農」を感じる場面として、農作物そのものに関わる場面のほか、虫の声などの日常や収穫体験などの体験・遊び、農家と地域の人々との交流など。暮らしのさまざまな場面の「農」と関わる機会に気づく。
- ・「農」の魅力には、「つくる楽しみ」「食べる楽しみ」のほか、「日常」で感じられる「快適・いやし」、「体験・遊び」を通して得られる「豊かな経験」や「遊び・趣味」など。「交流」によって生まれる「出会い・きずなづくり」や農業者の「家族のつながり・協力」など、人と人のつながりやコミュニケーションを深める効果があることも再認識した。
- ・市民レベルでできる取組としては、農業体験や自然体験、教育や観光に活かすなど。市民ができることを一方的に考えるのではなく、農業者が抱える問題を解決する方向で、何が必要かを考えることを重視した意見が多かった。
- ・重点プログラムの具体案は、産学連携による農作物のブランド化、草刈りなどの管理作業も含めた課題解決型の農業体験、生産者との交流を重視した農業体験・自然体験・地産地消などがあがった。
- ・行動のアイデアをより具体化していくうえで、生産者も含めたさまざまな主体が参加・連携して行動する仕組み(活動組織)づくりと、取組を行う場所(拠点・モデル地域など)の設定が課題とされた。



課題3：【観光】生物多様性を江の島や湘南海岸の観光に活用するには、どうすればいいか。

方向性：「江の島いっところボ」の設置
既存の観光のビジターセンターを活用し、ボランティアガイド制度の充実、資料の提供、地元学生の発表など「生物多様性観光情報拠点を整備する」。

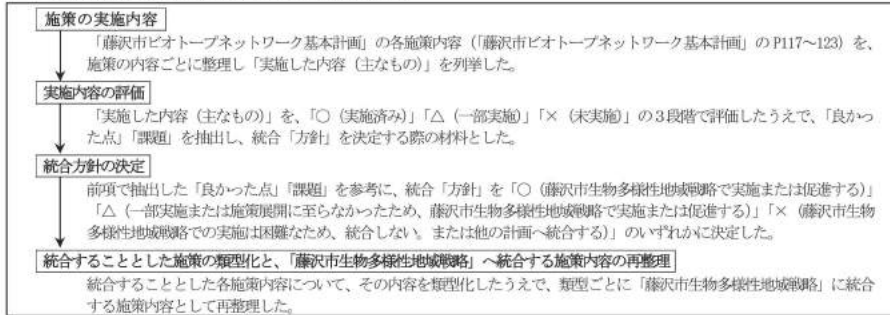
- ・導入として、藤沢市全体のイメージについて意見出しを行った。藤沢市の観光と魅力は、「江の島」、「代表的な生きものや食べ物」、「農村環境」の3つに区分された。
- ・藤沢市の自然や文化の活用法については「江の島」では、海やビーチにおけるアクティビティ、江の島の自然環境、生きもの自然観察、インパウンド向けの外国語版の自然情報資料の作成など。「代表的な生きものや食べ物」では、ハヤブサやタグリといった貴重な鳥類の活用による藤沢産作物のブランド化やカブトムシを活用した子どもたちの普及啓発など。「農村環境」では、グリーンツーリズムや藤沢産を味わう体験農業など。
- ・地域の活性化のため、道の駅やシティープロモーションとの連携、自然エネルギーの活用も課題とされた。
- ・藤沢市北部から南部にかけて連携して、市場を開催することによって地場野菜の販売をするのもよい。



(表は見開きで一連)

8. 藤沢市ビオトープネットワーク基本計画から統合する施策内容

藤沢市生物多様性地域戦略への統合を図るため、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の各施策内容を、以下のような手順で整理した。



(その1)

藤沢市生物多様性地域戦略への統合方針の段階設定
○：戦略での継続実施をする。
△：一部実施または施策展開に至らなかったため、戦略で実施または促進する。
×：戦略での実施は困難のため、引き継がない。または他の計画へ統合する。

評価の段階設定 ○：実施済み △：一部実施 ×：未実施

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容				
方向性	整理番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価
1. 事業推進に向けた役割の認識と連携構築	保全型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	1 【行政】生物データの継続的な調査、各ビオトープエリアでの保全指標の明確化	・自然環境実態調査（2回目）の実施 ・大庭遊水地保全計画、石川丸山緑地保全計画、遠藤産産緑地保全計画の策定	○
		2 【行政】きめ細かな施策の展開、関係部局が連携した保全、再生事業の推進	・一部の緑地（稲荷の森、大庭遊水地ほか）で実施	△
		3 【市民】身近な自然環境に関わる調査や観察会への参加	・「セミの羽化」観察会等複数実施	○
		4 【民間企業】自然環境や生物の生息・生育環境に配慮した開発、整備に際しての環境に配慮した工法の選定	・新産業の森における生態系の保全	○
		5 【学校・研究者・NPO】生物データの継続調査の協力、保全指標の検討協力	・自然環境実態調査（2回目）で実施	○
		6 【学校・研究者・NPO】エリア内での公共事業における配慮事項や事例の提案	・川名緑地における都市計画道路の自主的な環境アセスメント（「川名緑地環境影響評価検討委員会」）での提案・参加。	○
	創出型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	7 【行政】きめ細かな施策の展開、関係部局が連携した創出、再生事業の推進	・一部の都市公園内（小糸公園、長久保公園ほか）で実施	△
		8 【市民】学校・公園等でのビオトープ整備の参加	・小糸公園及び長後第一公園でのワークショップによる整備 ・六会及び村岡中学校での学識経験者・PTA・行政等による整備	△
		9 【市民】住宅地・街並み全体でのエコアップの推進	・（建物）緑化推進、地区計画等の拡大	△
		10 【民間企業】工場・事業所周辺でのビオトープ整備の推進	・ヒアリング等から一部企業でビオトープの整備及び市民への説明会が実施されたが、現在維持管理できず撤去された。	△
		11 【学校・研究者・NPO】公共事業での配慮事項の提案	・下土掘遊水地上部利用計画地域懇談会への提案 ・希少種の保護の提案等	○
		12 【学校・研究者・NPO】市民、民間企業等のビオトープ整備支援	・ビオトープ管理者養成講座の実施 ・裏門公園のカワセミ保護等の支援（アドバイス） ・学校ビオトープ整備の支援	○

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
○環境基本計画への位置づけをしたこと及び各種計画への活用、市民等による結果活用	a	○	
○市にビオトープ管理士資格保持者の職員や自然生態専門員がいること	o	○	・実施場所の拡充 ・関係部局の連携強化
○参加者からは概ね好評をいただいている。 ●観察会のニーズは高く、生きものとの身近なふれあいは普及啓発に繋がるため機会を増やす必要がある。 ●観察会を継続していく仕組みとして農家との連携、多様な主体と連携した取組が必要	a	○	・マルチパートナーシップによる自然観察会の拡充 ・行政支援による参加促進 ・関心の低い人への啓発 ・農家との連携
●自発的な取組を拡大していく必要がある	j	△	・企業への啓発・発信
○自然環境実態調査は多様な主体で取り組むことにより成立した。 ●1回目の反省を踏まえ2回目に活かしたので、この仕組みを次回へ継続することが必要。	a	○	・仕組みを活かした継続実施 ・進行管理への反映
○自然環境に関する専門家による公共事業への提案 ○市民団体等の生物調査への参加	j	○	
○小規模ビオトープは、新設・撤去を簡単にできる所が利点のため、公園等一部へのビオトープ事業の導入は可能 ●市民等が維持管理に係る仕組みを構築する必要がある。	o	○	・ビオトープの創出推進 ・維持管理の仕組みや支援の検討
●小規模ながら、市民参加の整備は実施してきたが、フィールドや維持管理の仕組みが構築困難 ●学校も教諭の異動によって継続できないケースがある	e	△	
●市民の取組は普及啓発により拡充していく必要がある。	c	△	・普及啓発による促進
●整備時に維持管理計画を立案する必要がある。（誰が何をするのか） ●整備・公園への企業側の利益の構築等が必要	d	△	
●専門家等の派遣や支援システムの構築が望まれる。 ●提案の蓄積が必要	i	○	・支援の仕組みづくり ・情報の管理
●行政と連携した支援システムの構築が必要	d	○	・活動や支援の仕組みづくり

蕨市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容					
方向性	整理番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価	
1) 市民、企業、行政の役割認識と連携構築	協働での事業推進、適切な維持管理に向けた動き	13	【行政】 保全・再生・創出に係わる具体的計画の立案	・大原遊水地保全計画、石川丸山緑地保全計画、遠藤産産緑地保全計画の策定	△
		14	【行政】 市民参加での維持管理計画の立案	・小糸台公園、裏門公園、鶴沼松が岡5丁目緑地ビオトープの維持管理計画作成	○
		15	【行政】 ビオトープネットワーク推進組織の設立	・養成講座の実施、推進組織の設立及び支援	○
		16	【行政】 ビオトープの活用に関する詳細計画の立案	・裏門公園「カワセミプロジェクト」の立案	○
		17	【市民】 保全・再生・創出に係わる計画立案への参加	・長後第一公園、長久保公園ビオトープ、鶴沼松が岡5丁目緑地、裏門公園整備計画への参加	○
		18	【市民】 ビオトープネットワーク推進組織への参画	・市民主体による「ビオトープ管理者の会」が設立された。	○
		19	【市民】 ビオトープ空間の活用、維持管理活動への参加	・裏門公園観察会への参加 ・「ビオトープ管理者の会」やNPO法人「ふじさわグリーンスタッフの会」等による維持管理活動の実施	○
		20	【民間企業】 環境保全や環境再生技術に係わる研究協力	・雨水還元・循環システムのあるビオトープの整備及びそのシステムの観覧会の実施	○
		21	【民間企業】 ビオトープネットワーク推進組織への参画	・緑化協同組合によるビオトープ管理者養成講座への参加	○
		22	【民間企業】 ビオトープ空間の活用、維持管理活動への参加	・稲荷の森等数カ所の緑地でCSR活動	△
		23	【学校・研究者・NPO】 保全・再生・創出に係わる具体的計画や維持管理計画立案への協力	・自然環境実証調査実施、養成講座への協力、小糸台公園、長久保公園具体体及び維持管理計画立案、裏門公園等維持管理計画立案、西北部谷戸保全、オオタカ保護計画、学校ビオトープ整備支援等	○
		24	【学校・研究者・NPO】 ビオトープネットワーク推進組織への参画	・小中学校教諭によるビオトープ管理者養成講座への参画、NPO法人による推進組織への参画	○
25	【学校・研究者・NPO】 ビオトープ空間に係わる活用計画立案への協力	・SST附属公園ビオトープ、六金中学校、村岡中学校ビオトープ整備協力、裏門公園「カワセミプロジェクト」の立案	○		
2) 具体化に向けた施策展開と関係部局	保全型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	都市公園	26	・保全型ビオトープ核エリアに隣接する都市公園は身近な自然とのふれあい・環境教育の活動拠点として位置づける	△
		都市緑地等	27	・保全型ビオトープ核エリアの拡大、基本軸の連続の手段として、緑の基本計画に加え新規指定を推進	○
	創出型ビオトープネットワークの具体化に向けた動き	都市公園	28	・ビオトープ要素の導入を検討する	○
		道路事業	29	・道路環境施設帯の整備・拡充 ・環状の街路樹は連続する緑地帯の整備を検討、街路樹整備の困難な道路は環境ポット又はバスケット（コンテナ植栽）の設置を検討 ・環境に配慮した法面の整備	△
河川事業	30	・多自然型環境整備の河川改修を促進 ・港湾・海岸事業については海辺の水生生物との共生を回った港湾事業の促進、砂防林の保全、育成	△		

(その2)

蕨市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		蕨市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
○多様な主体との共通認識、役割分担、維持管理方針等を定めることができた。 ●保全計画の定期的な見直しが必要	b	○	
○多様な主体との連携を図る上で人ごとにならないためにも協働での作成ができた。	b	○	
●組織の設立以降、その維持が困難である。 ●拡充・世代交代等が可能な仕組みを構築する必要がある。	d	○	・組織の拡充 ・活動の継続
○整備・維持管理方針、活用方法、役割分担等について生きものの生きサイクルを踏まえ計画を立案することができた。 ●取組みを拡充する必要がある。	b	○	
○戦略策定時からの市民参加（ヒアリング・グループワーク）へ繋がっている。	b	△	
●行政による市民参加がしやすい環境づくりや世代交代等が可能な仕組みを構築する必要がある。	d	△	・活動支援
●市民の参加ニーズはあるので行政の支援とともに、市民側もNPO等をバックアップする気持ちや活動が必要	d	△	・活動・取組への機会促進
●取組実績の紹介や普及啓発等により、企業側の取組を促進する必要がある。	d	△	・取組の評価 ・広報などへのバックアップ
●ビオトープに対する理解が深まった。	d	△	・活動や支援の仕組みづくり
●企業の参加へのニーズはあるので企業に対するNPO団体の窓口紹介、フィールド紹介などマッチングシステムの構築が必要	d	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●個別に対応している状況のため、協力システムの構築が望ましい。	b	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●個別に対応している状況のため、参画システムの構築が望ましい。	d	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●個別に対応している状況のため、協力システムの構築が望ましい。	b	△	・NPOやフィールド紹介などマッチングシステムの構築
●長久保公園のビオトープは都市部の都市公園のビオトープとしては成功事例のため環境教育活動拠点の位置づけを検討する。	e	○	・拠点の整備
●新規指定については、人口増で開発が続いているため、エリア拡大は困難なため、質の向上を図るものとする。	b	○	・核エリアの質の向上
●都市公園でのビオトープ整備は一般利用者や近隣住民との合意形成が必要であり、ビオトープは理解が得にくいケースがあるが、ビオトープ要素の導入を検討する。	j	○	
●道路構造例の改正により緑地帯の確保が困難	j	△	
○引地川親水公園内の護岸を多自然型に改修後、生物種が増加した。 ●多自然型環境整備には、用地や安全面の確保等の課題がある。	j	△	・関係自治体や国との連携

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容						
方向性	整理番号	内容	実施した内容(主なもの)	評価		
1. 事業推進に向けた役割の認識と連携構築	2) 具体化に向けた施策展開と関係部局	学校教育機関	31	・小中学校は環境保全活動の啓発の場として位置づけを検討すると共にビオトープ要素の導入を図る。	・六会中学校及び利根中学校で多様な主体によるビオトープ整備を実施した。	△
		その他公共施設	32	・市内ビオトープネットワークの軸として外周部への緑化を推進	・市庁舎や市民センター等の改築に併せ実施(緑化基準・緑のカーテン等)	○
		開発行為等	33	・緑化基準による緑化の推進	・条例改正を行い、緑化基準を強化した。	○
		工場等	34	・藤沢市工場等環境緑化推進協議会を通じ敷地内に多様性のあるビオトープ要素の導入、外周部への緑化を促進	・一部企業で整備したが、現在、維持管理ができず撤去 ・外周部への緑化は「新産業の森」の工場等で実施	△
		商業業務地	35	・大規模開発時の屋上緑化の義務づけ等新規施策の展開	・商業・近隣商業地域の開発行為等に伴う建物緑化の義務化を制度化	○
		地域緑地	36	・特別緑地保全地区、生産緑地地区、保安林、地域森林計画対象民有林、農業従事者農用地区域等の維持保全 ・家賃等による緑地の保全・再生・創出施策に基づきビオトープの保全と活用促進(憩いの森設置制度など)	・特別緑地保全地区等の維持保全を実施 ・保存樹林、憩いの森、奨励金制度等により維持保全と活用を実施	○
	協働での事業推進、適切な維持管理に向けた動き	大学キャンパス	37	・敷地内における樹林、草地水辺等多様性のあるビオトープ要素の導入、地域への公開、外周部への緑化を促進	・日本大学、慶応大学実施、湘南工科大学及び多摩大学敷地周辺緑化の実施	○
		住宅地	38	・緑化基準による緑化、生垣整備(苗木配布)等の推進 ・敷地内へのビオトープ要素の導入を奨励(植物提供・技術指導、「藤沢市みどりの保全奨励金交付」制度の活用を検討) ・住宅地内の小規模緑地へのビオトープ整備促進	・実施 ・藤沢メダカの提供、SSTにおけるビオトープ整備の技術指導 ・未実施	△
		地域緑地	39	・ビオトープネットワーク形成上重要な農地は農業における生態系の保全策の提案 ・農道・農業施設(水路、堆肥化施設等)整備などへビオトープ要素の導入を提案	・未実施	×
2. 協働での事業推進に向けた仕組みづくり	1) ビオトープネットワーク推進組織の設立	40	市民、民間企業、学校、研究者、NPOなどが参画し、ビオトープの保全・再生・創出に向けての技術的サポート、継続的な維持管理、身近な自然とのふれあいや環境教育に係わる人材育成、ビオトープ活用計画の立案・情報提供を行う推進組織の設立を図る	・ビオトープ管理者の会設立	○	
	2) ビオトープネットワーク活動拠点の整備	41	ビオトープネットワーク推進組織の活動拠点や事業推進の技術拠点として、フィールドを併設した施設の整備を目指す	・未実施	×	
	3) 専門技術者の育成と派遣システムの構築	42	市民や民間企業などの活動において、ビオトープの技術指導・助言、関係者との調整を図るため、ビオトープコーディネーターの育成を目指す。ビオトープ管理士などの活用を踏まえ、人材バンクを設立し、市民や民間企業などへ紹介・派遣できるシステムの構築を検討する	・コーディネーター的な人材が出現した ・紹介・派遣できるシステムの構築は未実施	×	
	4) ビオトープ創出に向けての行政支援	43	公共工事に伴い発生する残土や石材・樹木の提供や建設資材ソーラー及び建設会社との連携を図り資材・労力をサポートするなど支援システムの構築を目指す	・未整備	×	
3. 事業の積極的なアピール	1) ビオトープ整備事業の積極的な広報	44	市民、企業などに対し普及・啓発を図るため、パンフレットの作成・配布、ホームページなどによる広報活動を実施する	・藤沢自然ガイド(新林、カワセミ等)作成 ・CATVを通じた広報活動の実施	△	
	2) ビオトープ認定制度の導入の検討	45	ビオトープネットワーク整備事業について積極的に市民に紹介する。また、市内におけるビオトープに関する情報や活動に対し、ビオトープネットワーク推進組織がその成果を評価し認定を行い「ビオトープブラック」を推進するなど市民に対しての事業推進とともに活動団体の貢献をアピールする等の仕組みを検討する	・組織の設立維持に課題があり、認定制度の導入まで至らなかった。	×	
	3) 学校、工場、住宅などを対象としたビオトープコンクール制度の導入の検討	46	児童、生徒や教員、一般市民、企業などへの普及・啓発を図るため、学校・工場・住宅・屋上・軒下ビオトープなどを対象としたコンクールを実施する仕組みを検討する	・ビオトープに特化したものはないが「緑と花のまちづくり賞」は実施	△	

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
●学校ビオトープは継続して実施しており、今後、拡充を図るためには多様な主体との連携が必要である。 ●学校安全面で小中学校のビオトープの活用は限界がある。	e	○	・学校(ビオトープ)との連携
○公共施設の緑化は先導的に実施した。	c	△	・質を高めることを検討
○神奈川県建築士事務所協会藤沢支部ほか関係3団体との合意形成を行い緑化基準の強化を図ることができた。	c	△	・質を高めることを検討
●行政による取組み実績の紹介や普及啓発等により、企業側を促進する必要がある。 ●整備・公開による企業側の利益の構築等が必要	c	△	
○神奈川県建築士事務所協会藤沢支部ほか関係3団体との合意形成を行い緑化基準の強化を図ることができた。	c	○	
●生産緑地地区、地域森林整備計画対象民有林、農業従事者農用地区域、保存樹木の減少	c	○	
○日本大学、慶応大学では大学敷地にとどまらない市域での活動の実施	c	△	
●市民の取組は普及啓発により拡充していく必要がある。	c	△	・普及啓発による促進
○提案は未実施だが、農家、市民団体、市民、行政等が連携した侯野塚及び県立川辺水地公園の観察会の実施 ●生態系保全策の一つである冬期湛田は農家が困難としている。	f	○	・農家との連携を検討
●ビオトープ管理者の会の規模が小さい。 ●拡充・世代交代等が可能な仕組みを構築する必要がある。	d	○	
●これまで整備の機運が高まらなかった。	i	○	・拠点の整備
●ビオトープそのものの浸透が低いため、ビオトープのみのコーディネーターの育成は困難であり、コーディネーターによる指導は困難である ●紹介・派遣できるシステムの構築は、機運が高まらなかった。	i	○	・活動支援の仕組みづくり
●ニーズ不足。 ●一方、維持管理上伐採した樹木の活用等を検討する必要がある。	i	○	・活動支援の仕組みづくり
●市職員が行うには限界があるため、小規模な広報にとどまる。	i	○	・取組みの評価と広報の仕組み検討
●整備や活動に対するインセンティブについては市内にとどまらず広域的に実施するのが望ましい。	e	○	・認定基準等に課題があるため研究 ・取組みの評価と広報の仕組み検討
●「緑と花のまちづくり賞」の応募要件の拡大が必要	e	○	・取組みの評価と広報の仕組み検討 ※学校ビオトープは全国規模のものがあるので引き継がない

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容				
方向性	整理番号	内容	実施した内容（主なもの）	評価
4. ビオトープネットワークの実現化に向けての提案	1)	ビオトープネットワーク基本計画に基づく詳細な計画の立案と展開	・事例やノウハウを蓄積し、各ビオトープにおいて展開している	○
	2)	地域におけるビオトープネットワーク実施計画の推進	・石川丸山緑地や遠藤笹塚緑地における保全計画の策定	○
	3)	①事業の継続的な検証	・実施したビオトープ事業は継続的な事後検証を行うとともに、市内ビオトープ設置マップとしてデータベース化を図るなど、その状況把握に努める	○
	②ビオトープネットワークに係わる生態学的検討	・様々な環境には様々な生物が生息・生育しており相互に作用している。その相互関係を生物の移動や捕食、交差といった生物の営みについて継続的に調査・研究を実施しその成果を参考としつつビオトープネットワーク事業の効果的な展開を図る	○	
③適正なビオトープ創出に向けたシードバンクの整備	・新たにビオトープを造成する場合の基盤整備において、一定の要件を満たす表土をあらかじめ提供する「シードバンク」のシステム作りが必要である。提供表土は公共工事等の残土を行政でストックし市民の要望に応じて提供する等の仕組みを検討する	・仕組みは未整備であるが、新たなビオトープへ既存ビオトープの表土の活用を実施	△	
④希少種の育成と移入種の排除	・ビオトープは地域本来の自然環境を活かし保全・再生・創出していくことが重要である。しかし、移入種がされると希少種はもとより在来種の生息が妨げられ、生態系のバランスが大きく崩れその影響は多大である。これらは管理者・利用者の理解と協力が不可欠であり、ビオトープネットワーク推進組織による啓発活動やビオトープコーディネーターによる指導など環境教育に努める	・ビオトープ管理者養成講座による普及啓発、環境教育を実施した。	△	

(その4)

藤沢市ビオトープネットワーク基本計画で掲げた施策内容		藤沢市生物多様性地域戦略への統合	
○良かった点と ●課題	類型	方針	統合する内容
●蓄積したノウハウの整理が必要	b	○	・事例情報などの整理
○対象となる緑地は、ビオトープネットワークの観点をも盛り込み保全計画を策定した。 ○川名緑地用地取得における神奈川県との共同購入においては、本計画への位置づけにより県内において優先的に実施した。	b	△	※各緑地の保全計画の策定をすることとし、藤沢市ビオトープネットワーク実施計画の策定は引き継がない
●蓄積したノウハウの取組み、活用が課題	a	○	
●解析結果を戦略へ反映することが必要	a	○	
●ニーズ不足。	d	○	
●ビオトープネットワーク推進組織単体での普及啓発活動は困難である。	h	○	

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の施策内容の類型と「藤沢市生物多様性地域戦略」に統合する施策内容との対応表

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」		「藤沢市生物多様性地域戦略」に統合する施策内容
類型	整理番号	
a	1,3,5,49,50	○継続的な生物調査及び解析の実施
b	13,14,16,17,23,25,27,47,48	○藤沢市生物多様性地域戦略に基づく具体的計画の立案
c	2,7,9,32~38	○生物多様性の保全・再生・創出の推進
d	10,12,15,18~22,24,40,51	○生物多様性の保全・再生・創出の仕組みづくり
e	8,26,31	○生物多様性を学ぶ場の整備
f	39	○農業や農業関連施設整備における生物多様性への配慮
g	45,46	○生物多様性に関するインセンティブの検討
h	52	○生物多様性に関する生涯学習の推進
i	11,41~44	○情報の集約・発信とそれらを支えるシステムの構築
j	4,6,28~30	○生物多様性に配慮したインフラ整備

9. 委員名簿

■第1回～第2回

(仮称) 生物多様性藤沢戦略策定検討委員会 (藤沢市みどり保全審議会部会)
委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職等
委	島田 正文【会長】	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科教授
委	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
臨	大澤 啓志	日本大学生物資源科学部生命農学科教授
臨	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科准教授
臨	西田 貴明	三菱 UFI リサーチ & コンサルティング株式会社副主任研究員
臨	竹村 裕幸	藤沢商工会議所専務理事
臨	山口 貞雄	さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長
臨	菅 章	元藤沢市立大庭中学校校長
委	藤山 素子	みどり保全審議会委員

区分のうち、委は現みどり保全審議会委員、臨は臨時委員をさします。

■第3回～第6回

(仮称) 生物多様性藤沢戦略策定検討委員会 (藤沢市みどり保全審議会部会)
委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職等
委	島田 正文【会長】	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科特任教授
委	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
臨	大澤 啓志	日本大学生物資源科学部生命農学科教授
臨	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科准教授
臨	西田 貴明	三菱 UFI リサーチ & コンサルティング株式会社副主任研究員
臨	竹村 裕幸	藤沢商工会議所専務理事
臨	高橋 弘	さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長
臨	菅 章	元藤沢市立大庭中学校校長
委	藤山 素子	みどり保全審議会委員

区分のうち、委は現みどり保全審議会委員、臨は臨時委員をさします。

※山口委員が、さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長の任を退かれ、高橋委員と交代されました。

■庁内：(仮称) 生物多様性藤沢戦略策定庁内調整会議 (2017年(平成29年)4月～)
委員名簿

部	課
企画政策部	企画政策課
環境部	環境総務課
経済部	産業労働課
	観光シティプロモーション課
	農業水産課
計画建築部	都市計画課
都市整備部	都市整備課
道路河川部	道路河川総務課
下水道部	下水道総務課
教育部	教育指導課
事務局	都市整備部
	みどり保全課

10. 戦略策定までの経緯

年 月 日	検討委員会	みどり保全 審議会	庁内調整会議	市議会	その他
2016年(平成28年) 8月24日		第52回			必要性等の説明
11月25日	第1回 【趣旨説明、 意見交換等】				
2017年(平成29年) 3月22日	第2回 【課題等の整理 と方針等】				
4月25日			第1回 庁内勉強会		
5月19日、26日、 30日、6月26日					グループヒアリン グ(農・商・観光 業・教育関係者等)
6月27日	第3回 【骨子案につい て等】				
7月21日、28日					グループヒアリン グ(市民活動団体)
8月9日、25日					グループワーク
7月27日		第54回			進捗報告(※第53 回は審議なし)
10月30日	第4回 【たたき台の検 討等】				
11月21日			第2回		
12月18日	第5回 【素案の検討 等】				
12月19日		第55回			進捗報告
2018年(平成30年) 2月				【素案の報告】	
2月22日～ 3月15日					パブリックコメン トの実施
3月			各課書面照会		
3月26日	第6回 【戦略(案)確定・ パブリックコメン ト反映・結果報告】				
6月				【案の報告】	
7月					戦略策定予定
2019年(平31年) 3月末					実行プラン 策定予定